

## 群馬大学大学院授業英語化推進室設置要項

令和2年1月1日 制定

### (設 置)

第1 群馬大学国際センター（以下「センター」という。）に大学院授業英語化推進室（以下「推進室」という。）を置く。

### (目 的)

第2 推進室は、少子化により日本人大学院学生が急激かつ大幅に減少するとの予測を踏まえ、大学のグローバル化による国内・国際競争力の迅速なる強化、外国人留学生の大学院（修士課程及び博士課程(前期)）受入れの促進及び日本人学生の海外派遣並びに留学の重要性に鑑み、英語のみによる授業の履修により学位（修士）取得可能なプログラムの全学的整備に向けた準備及び推進、また、そのための部局横断的な情報共有と協力体制の整備、大学院の授業改革につながるFD、SDの企画、立案、検証及び実施の支援を目的とする。

### (業 務)

第3 センター長は、推進室を統括する。

2 推進室は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学院における授業の英語化の企画、サポート、および統括に関すること。
- (2) 大学院授業の英語化に関する全学的調整に関すること。
- (3) 大学院授業の英語化に関するFD、SDの企画、立案、検証及び実施の支援に関すること。
- (4) 大学院授業の英語化の推進に伴う課題等の抽出と情報共有に関すること。
- (5) その他、大学院授業の英語化に関して必要な事項

### (組 織)

第4 推進室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副センター長
- (2) 各研究科（理工学府含む。以下同じ。）の教務担当委員会委員1名
- (3) 大学教育・学生支援機構大学教育センターの主担当を命ぜられた教員のうち、外国語教育部の部会員1名
- (4) その他センター長が必要と認める者（本学教職員以外の者も可） 若干名

### (任 期)

第5 第4第3号及び第4号の室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の室員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (室 長)

第6 推進室に室長を置き、センター長が指名する者をもって充てる。

2 室長は、推進室の業務を掌理する。

### (副室長)

第7 推進室に副室長を置き、第4第1号の室員をもって充てる。

2 副室長は、室長の業務執行を補助する。

### (事 務)

第8 推進室の事務は、国際課において処理する。

### (要項の改廃)

第9 この要項の改廃は、学長が行う。

### 附 則

- 1 この要項は、令和2年1月1日から施行する。
- 2 第5の規定にかかわらず、最初の室員の任期は、令和4年3月31日までとする。